

## 大正期・昭和初期の仏教社会事業

— 真言宗智山派の仏教社会事業 —

山口 幸 照

はじめに

現代は、一方において、一九四五年（昭和二〇年）以降、様々な法律や社会制度が整備され、一見何不自由のない豊かな生活をしているように思える。

他方においては、今日の社会ほど幸せではない社会もないといわれている。現象的には、世界一の子供と高齢者の自殺率、高齢者虐待、リストラ、エセ宗教の流行、学校崩壊、社会連帯感の欠如等々の社会問題や社会的問題をあげれば枚挙にいとまがない。

現代は物質的には豊かであるが、精神的には幸せでない社会といえる。何かいつもいいよのない漠然とした不安がつきまとっている。そして、人々は仏教教理や思想にそのよりどころを求めようとしている。その隙間にエセ宗教が入り込んでいることも無関係ではない。

しかしながら、現代の仏教宗団や寺院・僧侶は、そのような住民のもつニーズに答えていないと多くの人々は

感じているのではないか。

一般的にみて現代の寺院・僧侶は、葬式や法事だけに登場するだけという印象が（もちろんそうでないことも多々あるが）強いのではないか。

今こそ現代の寺院・僧侶は、仏教本来の教理を具現化・具体化することや自利利他行の実践化が求められているのではないか。

ここでは、法律や社会制度が未整備・未成熟であった大正期・昭和初期において、仏教各宗各派が積極的に実践した社会的諸活動、とりわけ仏教社会事業活動の発展についてとりあげて考察したい。そして今日の寺院・僧侶の今日的課題を明らかにしたい。

特に、今日に伝えられるところの社会事業の歴史においては仏教各宗各派の中で特に真言宗各派は社会事業に対しては不熱心であったとされている。

しかし、後に詳述するが、真言宗各派も時代の要請に従って、積極的に社会事業活動を展開しているということが正確な事実である。

真言宗智山派においては、今日まであまり紹介されていなかったが、大正期・昭和初期において、宗派をあげて社会事業実践に取り組んでいたことも成田山図書館や慶応大学図書館等での資料において裏付けられた。そして、当時の青木栄豊管長の訓論、平沢照尊宗務長の告論は、格調が高く名文であり、この時代の仏教社会事業の研究には欠かせないものであることも判明した。

この小論においては、大正七年（一九一八年）から昭和二〇年（一九四五年）までの大正期・昭和初期において、急速に発展し、消滅した仏教社会事業について、その時代背景を概観しつつも、この時代の一つの重要な事

例として、真言宗智山派の仏教社会事業活動について考察する。

そのことは、とりもなおさず今日の真言宗智山派においても消滅してしまった仏教社会事業活動について再構築するための指針たりうるのではないかとの思いがある。

最近になって、ようやくかつて隆盛した仏教社会事業活動について、仏教各宗各派においても見直されつつあり、その研究もなされるようになってきている。そのことは、今日の社会福祉の閉塞的状况とも無縁ではない。また、今後の寺院の社会諸活動に多くのことを示唆しているのではないか。

今日において、仏教者は、先人が実践してきた仏教社会事業活動に学び、実践していくことが求められているのではないか。

### 一、大正期・昭和初期の社会的背景

仏教宗団は、明治維新によって、近代思想と出会って封建的思考を残存しつつも近代的脱皮を試みようとしていた。島地大等は「明治期は政治的・国民的であったのに対し、大正期は汎人的・社会的・世界的だ」としている<sup>1)</sup>。また、吉田久一は「大正期の思想は、自我主義・個性主義・教養主義・文化主義等の個人的側面と民本主義・宗教的ヒューマニズム等の社会的側面の二方面に大別できるとし、特に大正中旬以降からは、社会的側面について、多くの関心が寄せられるようになった」としている<sup>2)</sup>。

海野幸徳によると「日本において社会事業という用語が、慣用されるようになったのは、一九一八年（大正七年）頃であるとし、それまでは慈善事業・感化事業・救済事業・防貧事業であった」としている<sup>3)</sup>。

日本において公式に「社会事業」という用語が使用されたのは一九二二年（明治四五年）五月に設立された仏

教徒社会事業研究会であつた。<sup>4)</sup>

さらに、一九一四年（大正三年）六月十三日には、東京で第一回仏教徒社会事業大会が全国仏教主義の社会事業に従事する人々が集まり開催された。この大会は、全国の仏教者が実施する社会事業を、広く一般社会に知らしめる契機となつた。役員としては、大会委員長の宗教大学（現在の大正大学）教授渡辺海旭をはじめとして、仏教各宗各派の代表者や研究者、実践者が数多く名を列している。特に真言宗智山派成田山新勝寺貫主石川照勤は物心両面にわたり大きく貢献したとの記録がある。

また、内務大臣大隈重信をはじめ、内務省地方局長、東京府知事、東京市長等多数が祝辞を述べている。その日の午後の講演会では、大内青巒、本多日生、村上専称、権田雷斧等が講話をして<sup>5)</sup>いる。

その後、一九二〇年（大正九年）には、第二回大会を東京で開催し、一九二二年（大正十年）に、第三回大会を大阪で開催し一九二二年（大正十一年）に、第四回大会を東京で開催してそれぞれ成功をおさめた。以後戦時体制になるまで、随時開催していくこととなり盛大に開催されている。

一九二〇年（大正九年）には、仏教徒社会事業協会編集により、「仏教徒社会事業大観」が出され、各宗各派ならびに全国各地の仏教社会事業を集大成する形で理論と実践両面において紹介している。

今日において社会福祉についての理解は、社会事業は慈善事業の発展したものであり、さらに社会福祉事業は社会事業の発展したものであり、社会福祉サービスは社会福祉事業の発展したものであるとされる。

今日われわれが一般的に在宅福祉サービスや施設福祉サービス等の社会福祉サービスは、その歴史的發展段階において、有史以来、時系列的にあげると慈善事業・救貧事業・救済事業・感化事業・防貧事業・社会事業・社会福祉へと変遷してきた。

しかし、慈善事業と社会事業の間には、決定的なパラダイム転換があったことは指摘するまでもない。生江孝之は、「智嶺新報」の講演録で、慈善事業と社会事業の違いについて次のように述べている。<sup>16)</sup>

「慈善事業とは、慈善行為が組織的・永続的になったものであり、慈善行為とは人間の本能の発露である」とし「そしてその発露が修養の結果、意識的になったものでその具体的実践が慈善事業である」としている。

つまり、慈善事業とは仏教者自身が信仰の本位から発して、その行動により具現化していくプロセスを経るといふ性格を持っている。このように仏教と慈善とは深い因果関係をもっており、仏教修業の本来的構成要素の一つとなっていると考えられる。

しかし、慈善事業は、一個人の仏教者による個人的発露であるため、その行為は一時的・個別的対応にならざるを得ない。また、国家や社会に対しての義務責任的行為ではなく、一個人の篤志によるものという限界をもっている。組織的でないために濫救・漏救は避けられず、モラルハザードや不正が頻発することも避けられない。

慈善事業に繋がる救貧事業があるが、これは国家が法律を制定して貧困者に対して必要最低限（ナショナルミニマム）の生活を保障するということであつたが、それは非常に懲罰的であつた。貧困者に対して厳しい刑罰を与えたものであつた。そのため貧困者は暴徒集団となり社会の秩序を乱すようになった。法律によつて貧困をなくすることは不可能であることが歴史的に証明されている。

救貧事業の代表的な国家による法律は、一六〇一年のイギリスにおけるいわゆるエリザベス救貧法である。事後的・応急的・消極的の救貧方法といわれた。その後、ドイツにおいてエルバーフェルト法が制度化され、今日に続く慈善事業の基本的系譜となつた。

生江孝之は、さらに「社会事業とは、社会連帯責任の観念から、社会的貧困を対象にしたもの」とし「社会的

原因によって、ある階級がおしなべて貧困になったもので、自分が悪いから貧困なったというよりも社会制度の欠陥からくるものである」と述べている。

つまり、社会事業は、社会制度から積極的にはじきだされる人々または適応できない人々をどのように救うのが課題であるといえる。

社会的貧困の原因は、失業と疾病の二大原因であり、それを社会的にどう救うかが問題となる。この社会事業の今日的課題をいえば、老人介護や子育て等は、家族の問題（慈善事業にあたる）であると認識された伝統的考え方から、老人介護や子育て等は、社会の問題（社会事業にあたる）であるとの認識へと変容してきたことと符合する。

慈善事業から社会事業へと歴史的発展をしてきたという短絡的なことではなく、重複しながら重層的に乖離的状况の中で発展してきていると考えるべきである。

今日の社会福祉サービスは、その制度・システムや財源ばかり議論がなされており、そのサービスを受ける人間自身のことについての議論はなされていない。今の社会福祉サービスは人間不在であるとする意見まででている。制度・システムは不十分であったところの大正・昭和初期の社会事業を概観することによって、今日の我々が忘れてしまった社会福祉の原点たるヒューマニズムが見えるのではないか。

この小論でとりあげる近代後期は、大正七年から昭和二〇年までであるが、この時期は①第一期、大正七年（一九一八）～大正十二年（一九二三）②第二期、大正十三年（一九二四）～昭和四年（一九二九）③第三期、昭和五年（一九三〇）～昭和十二年（一九三六）④第四期、昭和十三年（一九三七）～昭和二〇年（一九四五）に区分できる。

すなわち第一期は、社会事業という用語が定着しはじめた大正七年には米騒動や大正八年には床次竹二郎内務大臣の民力涵養運動をはじめとして、寺院の開放運動、戦後恐慌、関東大震災などがあり社会事業の成立期と言える。

第二期は、震災復興、経済恐慌、救護法（救貧法）の制定等であり社会事業の拡大期にあたる。第三期は、世界恐慌の深刻化、満州事変、反宗教運動、日中戦争などがあり社会事業の変質期である。第四期は、厚生省が設置され、戦時体制により社会事業は終焉し、厚生事業となり減私奉公、銃後のまもりとなった時期である。

紙幅の関係から代表的事柄をあげたが、この近代後期における社会事業は急激にその発展をみせ急激に終焉した。ここで特筆すべきは社会問題へ対応するための社会事業に対して、仏教者（宗団・寺院・僧侶）が積極的にコミットしていることである。

今日の社会福祉サービスは、国家責任が強調されるあまり、民間の諸活動があまり必要でないかの印象があるのが事実である。さらに、社会福祉は国が実施すべきであると考えている国民（納税者）が多数存在することにも起因する。

しかし、近代後期の社会事業は、民間の篤志家や仏教者が中心となつて、主体的に取り組み多くの成果をあげている。国はこれらに対して後方からの支援するということで進められている。

仏教者にとつて、その信仰的発露の実践と眼前にいる貧困者をほっておけない憐憫の情によって支えられた仏教社会事業活動であつた。仏教者が自己を問い直し、どう社会にコミットしていくのかを真剣に考えていた時代であつた。

今日では成立しなくなつてしまつた仏教社会事業が成立していた背景には、仏教者個人に地道な実践活動があつたからに他ならない。そしてそれが、現代の宗団・寺院・僧侶が考えなければならぬ大きな課題ではないか。

## 二、真言宗智山派の仏教社会事業への取り組み

この時代は、前述の近代後期の時代背景、つまり、時の政府の方針である「民力涵養運動」と、この時代の「社会問題の顕在化」によって、仏教者も社会の問題に関心を寄せざるをえないという状況はあつたにせよ、多くの仏教者が社会事業に取り組むようになった。

明治初期より既に積極的に社会事業活動を展開していた仏教宗団もあれば、大正後期になってようやく活動を始めた仏教宗団もある。その内容にも格差が多々あるが、ほとんどの仏教宗団各宗各派において、仏教社会事業・寺院社会事業を組織的・永続的に展開している。その活動は、戦時体制下になるまでその隆盛を見るにいたつた。ちなみに第二次世界大戦以降の仏教社会事業活動は、組織的には全くといっていいほど姿を消してしまった。ここでは、大正期・昭和初期に、多くの仏教各宗各派が仏教社会事業活動に取り組んだ中で、真言宗智山派の仏教社会事業活動への取り組みについて「智嶺新報」、「智山派宗報」、「真言宗宗報」の記録の中から参照していきたい。智山派が宗団として、智山派の住職・僧侶として、いかに社会にコミットしていったかについて概観していきたい。

## (一) 第一期(成立期)、大正七年(一九一八)～大正十二年(一九二三)

この時期に注目すべきは、後の智山派宗務長に就任することになる智山伝道会会長平沢照尊師の社会問題に対しての著書「社会奉仕と衆生恩」が大正八年に出されていることである。そのことは智山派において初めて公式に「社会」という用語を用いたからに他ならない。平沢照尊師は以後終生長年にわたり智山派の仏教社会事業活

動と関わることとなる。

宗団として組織的には最初に大正九年六月に智山子供会を発会させ、翌年には保護者会も発会させている。児童の社会活動に宗派として関わっていること注目したい。

大正十一年にはキリスト教者で内務省囑託の生江孝之が智山派において講演し（前述）ている。宗団として社会問題への認識を高めようとする努力が見られ、学習意欲もうかがわれる。

大正十一年十一月には、仏教総合会において、仏教徒社会事業の奨励に関して決議している。すなわち各派に社会課を設置して次の事業を行うとしている①住職に社会事業を経営させること②住職に社会事業の各種講習会に参加させること③住職経営の社会事業への補助と表彰をすること④社会事業に関して各宗派が協同して奨励することなどをはじめとして各地方の社会事業について細かく決定している。この時期において仏教界全体の問題として社会事業をとりあげる姿勢が鮮明になっている。社会事業への取り組みが本格的になりはじめた。

(二) 第二期（拡大期）、大正十三年（一九二四）～昭和四年（一九二九）

通仏教において、大正九年の「仏教徒社会事業大観」に引き続き大正十二年には「仏教社会事業名鑑」が出されたが、智山派においては大正十四年に社会事業調査を開始している。この調査は、この第一回調査から昭和十一年の第五回調査まで続いた。そしてこの第一回調査の結果をもとにして大正十五年五月に「智山派社会事業要覧」として発刊された。

この社会事業調査の詳細については次の機会に紹介したいと考えるが、この調査によって、大正十五年の智山派一般会計予算に社会事業奨励費五〇〇円がはじめて計上された。さらに、社会事業関係者の組織化が進むこと

となる。大正十五年の布教講習所においての講師にも社会事業の一流の研究者が複数就任している。

昭和二年六月十七日には、智山社会事業連盟（翌年智山派社会事業協会に改称）が発会している。規約の制定や役員を選出をおこなっている。さらに智山社会事業連盟時報を発刊することとしている。昭和三年六月四日には青木栄豊管長の訓諭が出され、社会事業に対する理念を述べている。また、続いて同年六月五日の教令諭達において、智山派社会事業奨励規程を制定し、社会事業届の書式を整備している。これを受けて、平沢照尊宗務長が、六月三〇日の宗牒告示によって、具体的に社会事業活動を展開すべくその決意を述べている。青木管長と平沢宗務長の文章は名文であり、後世の多くの仏教社会事業研究者が引用するものとなっている。

これをもって智山派として総意において社会事業に取り組む姿勢が整ったといえる。基本的にはこのことが、終戦まで維持されることになる。

尚、智山社会事業連盟時報は、昭和三年に七号（七月）まで独自に発刊していたが、同年八月からは智嶺新報の時報欄に掲載している。以後全国の社会事業実践を紹介している。昭和三年十一月には、第一回社会事業奨励金を、一一六寺院・三個人に交付している。

この時期は、智山派の仏教社会事業が史上最も隆盛したといえる。

### （三） 第三期（変質期）、昭和五年（一九三〇）～昭和十二年（一九三六）

昭和五年三月には、智山派社会事業協会・評議員会が開催され、理事・評議員の役員選出や予算決算、事業計画事業報告などが承認されている。社会事業について、宗派として組織的に行われていたことがうかがわれる。また、昭和五年四月には、智山派教師の方面委員の調査を行っている。そして、方面委員に智山派の社会事業の

ために働いてもらいたいとの呼びかけもしている。

昭和六年六月二一日には、智山伝道会と智山派社会事業協会が合併し、智山教化事業連盟が結成された。以後智山派の社会事業は、智山教化事業連盟社会事業部にて行われることとなった。総裁は管長、会長は宗務長が就任している。

昭和六年十一月には、第一回智豊合同の社会事業講習会が開催されている。以後毎年第十回まで続くこととなる。昭和九年六月には、弘法大師一、一〇〇年御遠忌奉賛児童大会が開催されている。また、全国智山派の子弟に児童大会記念の書方を募集し、その席上で表彰している。

昭和十年の社会事業表彰者は一四九寺院が受賞すると同時に奨励金も受けている。

昭和十一年には、智豊連合社会事業協議会が結成され、社会事業の指導体制について建議している。昭和十一年一月から社会事業調査が開始され、同年十二月に「智山派各種事業要覧第五集」として出版されている。また、同年九月には、日満社会事業大会へ代表二名を送っている。国際的な活動も行っている。

昭和十二年九月には、内閣総理大臣近衛文麿の戦時体制強化の告諭が出され、それを受けて智山教化連盟は①国民精神総動員②銃後運動の徹底を打ち出した。同年十二月には時局講習会が開催され社会事業の変質がここにはじまった。

智豊合同の社会事業講習会は昭和十二年十一月で第十回目開催されたが、これ以後は開催されていない。

(四) 第四期(終焉期)、昭和十三年(一九三七)～昭和二〇年(一九四五)

昭和十三年五月に全日本仏教徒社会事業総連盟が結成された。智山教化事業連盟も参加している。これは戦時

体制に協力するものとしての役割であり、従来の仏教社会事業とは似て非なるものである。

同年八月には全国各宗派寺院住職僧侶総動員が仏教総合会にて決議された。各宗派においては、非常時に対する協力が中心的課題となってきた。

昭和十四年には宗教団体が施行され、法律によって宗教の国家統制がなされるようになった。

同年の五月に社会事業届の提出について報告を求めた以後は、「社会」という用語は使用されなくなっている。

昭和十五年頃から生活全般にいたるまで国家統制がなされるようになり、例えば年賀状や施本の配布なども自粛するようになるとの記載がある。同年には真言宗の合同の議論があった。

昭和十六年二月十日に真言宗各派合同に関する協定書が調印され合同がなされた。よって智山派は発展的に解消され、智山派宗報も休刊となった。昭和十六年七月から新真言宗として出発した。

真言宗宗報には昭和二〇年の終戦までの戦時体制に協力することが中心となり、社会事業に関する記載は全くなくなった。

また、非常時体制下では厚生事業となり戦争遂行に協力することとなり、僧侶の戦死の公報が随時掲載されるようになった。

仏教社会事業はここに終焉することとなった。

おわりに

近代後期（大正期・昭和初期）の仏教社会事業について概観し、智山派の仏教社会事業への取り組みについて、そのプロセスをみてきた。智山派として、特に大正期・昭和初期に仏教社会事業が隆盛したことが歴史的事実とし

て明らかになった。

しかし、そのような先人の仏教社会事業活動がありながら、なぜ現代において智山派は仏教社会事業に宗派として組織的・永続的に取り組まれていないのであろうか。

これから、超高齢社会においての介護や生きがいの問題、少子社会においての子育てや教育の問題などの社会問題が山積している。

そのような状況において、仏教者が活動しなければならない事柄が存在していることも事実である。今後、宗派や寺院・僧侶が最も議論すべきことではないだろうか。

大正期・昭和初期の社会問題は、現代においても形を変えながら数多く存在している。その社会問題に対する対処方法が、現代の我々が、先人に学ぶべきことなのではないかと考える。

引用文献

- 〔1〕 島地大等「明治宗制史」『思想と信仰』明治書院 一九二八年
- 〔2〕 吉田久一「日本の近代社会と仏教」評論社 一九七〇年
- 〔3〕 海野幸徳「社会事業とは何ぞ」内外出版 一九二九年
- 〔4〕 長谷川匡俊「近代浄土宗の社会事業」相川書房 一九九四年
- 〔5〕 同上
- 〔6〕 生江孝之「智嶺新報二五六号〜二五七号」智嶺新報社 一九二二年

参考文献

- 〔1〕 智山派宗務庁「智嶺新報二〇三号〜三二一号」智嶺新報社 一九一七年〜一九二七年
- 〔2〕 智山派宗務庁「智山派宗報一号〜一六八号」智山派宗務庁 一九二七年〜一九四一年
- 〔3〕 真言宗宗務庁「真言宗宗報一号〜五二号」真言宗宗務庁 一九四一年〜一九四五年
- 〔4〕 中央社会事業協会編「社会事業体系（一）」財団法人中央社会事業協会 一九二九年
- 〔5〕 中央社会事業協会編「社会事業体系（二）」財団法人中央社会事業協会 一九二九年

- [6] 中央社会事業協会編「社会事業体系(三)」財団法人中央社会事業協会 一九二九年
- [7] 海野幸徳「社会事業学原理」内外出版 一九三〇年
- [8] 吉田久一「日本の社会事業の歴史」劉草書房 一九六〇年
- [9] 長谷川匡俊・池田英俊他「日本仏教福祉概論」雄山閣 一九九九年
- [10] 有馬学「日本の近代4」中央公論新社 一九九九年